

議第109号

損害賠償請求事件の和解につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年6月24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

損害賠償請求事件の和解につき議決を求めることについて

下記の者が滋賀県を相手方として、訴訟を提起した損害賠償請求事件（大津地方裁判所平成30年（ワ）第531号）について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定に基づき、次のとおり和解を行うことにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 原告の住所、氏名

滋賀県在住 個人

2 和解の要旨

- (1) 滋賀県は、児童が亡くなったことについて、児童とその保護者である原告の悲しみや辛い思いを重く受け止め、深く哀悼の意を表する。
- (2) 滋賀県は、今後、このような痛ましい事件が起こることのないよう、個々の子どもの心情・子どもの置かれた環境の状況等を適切に捉え、子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することができるよう、引き続き最大の努力を重ねることを約する。
- (3) 原告は、滋賀県に対する本件請求を放棄する。
- (4) 原告と滋賀県は、原告と滋賀県との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

（参 考）

平成29年11月6日に児童心理治療施設において、入所中の児童が施設から外出し自殺したことについて、児童の保護者である上記1に掲げる者から、平成30年10月30日に滋賀県を被告とする損害賠償請求訴訟が大津地方裁判所に提起された。

その後、訴訟継続中のところ、令和2年3月6日大津地方裁判所から、和解の勧誘があり、このたび原告と滋賀県が合意に達したので和解しようとするものである。